

パブリックコメント案件概要

(様式3)

案件名: 第6次尼崎市総合計画(素案)及び素案に対する市民意見公募手続きの実施について

1. 施策の概要

尼崎市総合計画は本市のまちづくりの基本的な方向性を示す総合的な指針です。第6次となる本計画は、まちづくりを推進するうえで大切にしてきた「市民とともに進める」という考え方をはじめとした現在の第5次総合計画(平成25年度～令和4年度)の特長を受け継ぎつつ、変化の激しいこの時代において、市民・事業者・行政がより良いパートナーシップを築きながら、ともにまちづくりを進めていけるよう、まちのビジョンを示し共有していくための「羅針盤」として策定します。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

第5次尼崎市総合計画が令和4年度末をもって計画期間を終了することから、新たなまちづくりの指針が必要となります。この変化の激しい時代にまちのビジョンとして市民・事業者と共有していくためには、より共有度の高く、愛着が持てる計画が必要と考えています。

3. 目指す姿・対応策など

目指す姿(ありたいまち):「ひと咲き まち咲き あまがさき」
人々がまちに望む姿は多種多様です。それぞれが「こうありたい」と思うまちの姿をみんなで共有できるように、本計画では、本市が目指すまちの姿である「ありたいまち」を「ひと咲き まち咲き あまがさき」と設定しています。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 市民、事業者、行政など本市に関わる全ての主体
計画期間: (まちづくり構想) 令和5年度から令和14年度まで(10年間)
(まちづくり基本計画) 令和5年度から令和9年度まで(5年間)

5. 市民意向調査の概要

・市民が望むまちの姿など、市民意見を把握するため、様々な形でのワークショップを開催し、幅広い年代の市民・事業者と意見交換を実施しました。
・令和4年2月上旬に無作為抽出した市内在住の市民3,000人に対して、まちづくりに関する意識調査を実施する予定です。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

計画検討に当たっては、「次期総合計画策定に向けた第5次尼崎市総合計画の点検」(令和2年8月)の内容を踏まえ、まちづくり基本計画については、行政がしっかりと活用できることを重視していることに対し、「まちづくり構想」は、市民、事業者との共有度を高め、「尼崎市自治のまちづくり条例」の理念や「尼崎らしさ」を組み込むことを意識した計画となるよう議論しました。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

●まちづくり構想の構成(「3. ありたいまちとまちづくりの進め方」「4. まちづくりの方向性」)
目指す姿である「ありたいまち」、その実現のための「まちづくりの進め方」、「まちづくりの方向性」という構成としていますが、「方向性」があり「進め方」という構成の方がわかりやすいという意見もあるなか、共有したい「ありたいまち」、市の責務を含めた「まちづくりの進め方」との関連を強調した原案を素案としました。
●代表指標について
・施策3「学校教育」の指標「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較」の目標値を「全国平均以上」としていますが、平均を目指すのではなく目標をどこに置か等の議論があるなか、継続性、比較のしやすさ等の観点から、引き続き「全国平均」を目標に設定しつつ、施策評価において、補完的な指標を検討していくこととしました。
・施策11「地域経済・雇用就労」の指標「尼崎市内有効求人倍率の全国との比較」について、他に適切な指標がないかという議論があり、「地域経済」「雇用」という視点を意識し、原案を素案としました。主要取組項目③「脱炭素・経済活性」では、より大きな視点として「尼崎市内総生産」を設定しています。

7. 今後のスケジュール

令和4年3月 尼崎市総合計画審議会の開催(パブリックコメントの意見反映等)
3月 (市議会)総合計画等協議会の開催(パブリックコメントの意見反映等)
3月 パブリックコメントの結果の公表
5月 尼崎市総合計画審議会から本計画について答申
5月 (市議会)総合計画等協議会の開催(答申の報告)
6月 市議会に対して本計画に関する議案の提出

8. 添付資料

第6次尼崎市総合計画(素案)

9. お問い合わせ先

総合政策局政策部総合計画担当 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館4F
電話番号(TEL)06-6489-6152 、ファクス(FAX)06-6489-6793
メールアドレス(Eメール)ama-soukei@city.amagasaki.hyogo.jp